

## 非常勤職員の労災請求、全自治体が対応明記へ

### 総務省調査で明らかに

非常勤であることを理由に職員本人や遺族からの公務災害（労災）の認定請求に応じない自治体があった問題で、非常勤にも請求を認めるよう求めた昨年7月の総務省通知を受け、ほぼ全ての自治体が今年度中に条例規則を改正して本人や遺族の請求を認めると明記することになった。同省が昨年10～11月に全国の自治体を対象に実施した調査で明らかになった。

総務省が通知を出したのは、自殺した北九州市の非常勤職員の遺族による手紙での訴えがきっかけだった。労災の請求権については常勤と非常勤の格差が是正されることになり、遺族は「手紙をきっかけに速いスピードで全国に広がってうれしい」と話した。

総務省によると、都道府県や政令市、市区町村計875自治体のうち、通知以前から非常勤職員の労災請求を認める規則があったのは11自治体だった。通知には法的拘束力はないが、昨年9月末までに328自治体が条例規則を改正し、509自治体が今年度中に改正予定と回答。合計すると全体の約97%に上り、残る自治体も2019年度以降に改正予定などと答えた。

以前から運用で本人や遺族の請求を認めていた自治体もかなりあったとみられるが、規則に明記されることになり、同省の担当者は「労働者に寄り添う制度になるように、という通知の趣旨を理解してもらえたと受け止めている」と述べた。

通知のきっかけは、15年に自殺した北九州市の非常勤職員、森下佳奈さん（当時27歳）の労災認定請求が認められなかった母真由美さん（56）が昨年7月、野田聖子総務相（当時）に問題を訴える手紙を送ったことだった。真由美さんは「娘が生きていれば、全国の条例が変わって、職場が職員の健康や命を大事にしてくれるようになることを一番喜ぶと思う」と語った。【平川昌範】

#### ◇自治体職員の公務災害（労災）格差

常勤職員は無条件で、非常勤職員でもごみ収集などの現業部門は労災認定を請求できる。一方、事務部門の非常勤職員については各自治体が条例で定めることとなっているが、多くの自治体は明記してこなかった。このため「請求できない」として門前払いする自治体があり、改善を求める声が上がっていた。

朝日新聞 19.2.27

## 非常勤の労災、やっと過去分も対象に 北九州市が再改正

北九州市は26日、非常勤職員やその遺族が過去にさかのぼって公務災害（労災）の認定を請求できるように、制度を再改正した。国から請求できる仕組みの整備を求められ、市が昨年10月に制度改正したが、改正前の事案は請求を認めていなかった。批判を受け、北橋健治市長が昨年12月に方針転換を表明していた。

市の非常勤職員だった森下佳奈さん（当時27）がうつ病を発症し、退職後の2015年に命を絶った。遺族は市に労災認定の相談をしたが請求を拒まれ、市に補償を求める訴えを福岡地裁に起こしている。母親の眞由美さん（56）が昨年7月、野田聖子総務相（当時）に経緯を手紙で伝え、国が全国の自治体に仕組み作りを求める通知を出していた。今回の再改正で森下さんのケースも請求できるようになる。

朝日新聞社

西日本新聞 18.12.28

## 非常勤職員の労災、過去分も認定へ 北九州市 条例再改正を検討

北九州市が10月に改正した非常勤職員本人や遺族による「公務災害」の申請について定めた条例が、改正前の労災を対象にしないと規定していたことを巡り、市は28日、改正前にさかのぼって申請できるよう条例の再改正を検討していることを明らかにした。

北橋健治市長が、同日の定例記者会見で発表した。市によると11月中旬に改正前の労災を対象から外した規定を設けていることが報道され、弁護士や大学准教授などへのヒアリングを実施。「再改正をした方が賢明だ」との意見が大半を占めたという。来年2月までの再改正を目指す。過去の労災を対象から外す規定を設けている政令市は、北九州市を含め4市だった。

この問題は2015年、市の元非常勤職員森下佳奈さん＝当時（27）＝が自死。両親が上司のパワハラによる労災があったとして市を相手取り損害賠償などを求めて福岡地裁に提訴したことが発端。再改正されればこの事案も対象になる。遺族の訴えを受け、総務省が7月、非常勤職員が公務災害を申請する

場合も、本人や家族が直接請求できる決まりに改めるよう各自治体に通知していた。

＝2018/12/28 付 西日本新聞夕刊＝

毎日新聞 17.8.29

## 北九州市

### 「パワハラで自殺」非常勤職員の遺族が提訴

2015年5月に自殺した北九州市の非常勤職員、森下佳奈さん（当時27歳）の両親が29日、自殺は上司のパワハラが原因なのに非常勤を理由に公務災害の認定請求を認められず精神的損害を受けたとして、市に慰謝料など計160万円の損害賠償を求めて福岡地裁に提訴した。市の条例は非常勤職員本人や遺族による公務災害の認定請求について規定しておらず、遺族は「常勤職員は請求できるのに、非常勤だからと門前払いする条例はおかしい」と訴えている。

訴状によると、森下さんは12年4月から市の非常勤職員に採用され、戸畑区役所の子ども・家庭相談コーナーの相談員として勤務し始めた。しかし、上司の叱責や業務量の負担増などから13年1月ごろにうつ病となり、15年5月に自殺した。両親が16年8月、公務災害の遺族補償手続きを市に問い合わせたところ、「本人や遺族による請求は認められていない」と回答された。

両親側は「本人や遺族の請求権を認めない条例は無効で、適切な調査で公務災害かどうかの判断を受ける期待権を不当に侵害された」と主張。同時に市を相手取って労働基準法に基づく遺族補償など約1209万円の損害賠償を求める訴訟も福岡地裁に起こした。

市は「条例は国が各自治体に示したひな型に基づき定めた。また市の調査で上司のパワハラは認められなかったため、公務災害かどうかを判断する必要もない」としている。

地方公務員の公務災害を巡っては、常勤職員は地方公務員災害補償法に基づき本人や遺族が第三者機関の基金に認定申請できるが、非常勤職員は適用外になっている。このため各自治体が条例で非常勤職員の補償手続きを定めており、本人や遺族からの申請を認めている自治体もある。【平川昌範】